

■ 市民との対話事業—市民提案制度

# 皆さんのアイ

# デアや情報をお寄せください

秘書広報課 ☎(88)9112



「市民の声箱」(市役所、岩瀬を除く各公民館、コミュニティプラザ、長沼・岩瀬各市民サービスセンター、長沼東部コミュニティセンターに設置)をご利用ください。

市では、市民の皆さんからの声を市政に反映するため、「市民提案制度」を行っています。今月号では、昨年度の提案内容の結果や制度の概要などをお知らせします。皆さんが日頃から考えているアイデアや情報などを、ぜひお寄せください。

## 市民提案直通便

平成29年度は、159件のアイデアや意見などが寄せられました。その内容は、市の施策に対する建設的な意見や、まちづくりの手段、行政サービスの向上や改善など

## 提案者には担当課が回答

お寄せいただいた提案は、全て市長が目を通し、内容によって、市の担当課が責任を持って回答します。提案するときは、住所、氏名、電話番号などを、必ず記入してください。提案の内容は自由ですが、個人、団体などの誹謗中傷はご遠慮ください。

## 提案は「はがき」や「メール」などで

▼直通便(はがき) 今月号の広報すかがわに折り込んだ用紙に、ご意見などを記入の上、「市民の声箱」(設置場所は提案用紙に記載)に投かん、または郵送してください。  
▼Eメール 市ホームページ「市長の部屋」・「市民提案メール」から送信できます。  
▼FAX (75)7117



市民提案Eメールのホームページ

## 道路や公園などの修繕は「レポナウすかがわ」で投稿

市では、スマートフォンを活用した画像投稿システム「レポナウすかがわ」を、昨年12月からスタートしました。

## 写真や位置情報で対応が迅速に

電話による連絡では、損傷の状況や位置などが特定できないときがあります。「レポ

ナウすかがわ」では、写真の添付や位置情報により、現場の状況などが正確に伝わり、迅速な対応につながります。「道路に穴が開いている」「公園の遊具が壊れている」など、無料アプリを利用して情報をお寄せください。

## 投稿の対象は?

市が管理する道路や公園遊

## レポナウすかがわで投稿してみよう!

### ①問題を発見

道路や公園遊具などの不具合を発見したら、スマートフォンやタブレット端末でアプリを起動



安全ポールが外れています

### ②写真を撮ってコメントを入力し、送信

現場の写真を撮影し、状況などのコメントを入力。「レポート投稿」を押すと、情報が市に送信されます。



※事故につながるなど緊急を要する情報は、電話などで直接連絡してください。

### ③市が問題に対応!

市が投稿された現場を確認し、修繕などの対応を行います。修繕などが完了したときは、投稿者にメッセージを送ります。



修繕完了!

※プライバシーに関わるものや、内容が不適切と判断されるものは、市で削除や画像の加工を行うことがあります。

## まずはここから! アプリをダウンロード・ユーザ登録

「レポナウすかがわ」を利用するには、事前に専用アプリケーションのダウンロード(無料)と、ユーザ登録が必要です。

①Android端末はGoogle playストア、iPhone端末はApp Storeから、「Fix My Street Japan」で検索し、アプリをダウンロード  
②アプリを起動し、必要な情報(メールアドレスや氏名、ニックネームなど)を入力



※アプリのダウンロードや情報の投稿など、システムの利用に掛かる通信料は、利用者の負担となります。

## みんなで支え合う国民年金



国民年金には、老齢基礎年金のほかに、万が一のけがや病気に備えた、障害基礎年金や遺族基礎年金の給付制度があります。

### 障害基礎年金

国民年金に加入中または20歳前のけがや病気で障がいがあり、政令で定められた1・2級の障がいと認められたときに支給されます。  
受給要件  
▼障がいの原因となったけがや、病気の初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の納付・免除期間が合計3分の2以上、または直近1年間に保険料の未納がないこと。

▼60〜64歳の人は、初診日に国民年金に加入中または過去に加入していて、国内に住所があること。  
※老齢基礎年金の繰り上げ受給者は、対象外です。

### 遺族基礎年金

国民年金に加入中(納付要件あり)または老齢基礎年金の資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた「子」のある配偶者、または「子」(18歳になった最初の年度末まで、または20歳未満で障がいの状態にある子)に支給されます。

### 付加年金でちょっと増やせる老齢基礎年金



毎月の保険料に400円を加算すると、将来受給する年金額を増やせる付加年金制度があります。年額として上乗せされる額は、「200円×付加保険料を納めた月数」です。  
国民年金の第1号被保険者と、65歳未満の任意加入被保険者が加入できます。  
保険年金課 ☎(88)9137